



犯罪被害補償委員会 (civi) による犯罪被害補償の仕組み並びにテロおよび犯罪被害補償基金 (FGTI) の役割  
(仮訳)

テロおよび犯罪被害補償基金の法律専門家である  
Thierry TISSERAND による。

ポ一大学法学・経済学・経営学部  
犯罪学および被害者権利修士課程の  
学生に向けた講演

ここ 15 年来、様々な哲学的、法的意見が語られ、被害者が真の地位を手に入れられるようになってきた。今日、法学部では被害者学 (被害者科学) の講義が行われ、被害者は自身の援助・弁護団を持ち、身体的損害の賠償には実効があり、それ自体が特別な教育の対象となっている。

犯罪行為がますます多くメディアに取り上げられるようになったことと、軽犯罪が増加したことで加速したこの認知過程には、出発点として、法律専門家が確立したある認識がある。肉体的・精神的苦痛を直視し、被害者に寄り添うことを長年避けてきた社会から、被害者は法律上、またより広範にわたって、明らかに認知されていないということである。長年、被害者は法廷において居場所を持たなかった。長年、訴訟手続と刑罰に関する被害者の権利は、弁護側と検察側の権利のために消し去られてきた。長年、損害が否認されない場合でも、(責任者の弁済不能を理由に) 被害者の損害は補償されないか、極めて象徴的な形で補償されてきた。責任者に科される刑罰だけが認知を示していたが、損害が被害者の日常生活に与える影響は考慮されていなかった。

1960 年代、判例と学説は、損害を被った以前の状態を修復できるよう、被害者の損害はあらゆる面で賠償されなければならないということを規則とした上で、身体的損害の全面賠償の基礎を確立しようとした。この段階を過ぎると、この法解釈の体系が死文とならないよう、確実かつ継続性のある財源に基づいた補償制度を実行に移すことが、立法府の役割となった。直ちに、国家集団全体が軽犯罪の結果被害を受けた構成員に対して連帯を示すため、この制度は納税者、次いで保険加入者の分担金を利用しなければならないという考えが避けられなくなった。

様々な条文が採択され、まずは限定的かつ上限のある条件下で、国により認められる身体的・物的損害の賠償制度が制定されている。

- 各控訴院に CIVI を設置し、故意であるか否かを問わず、物的性質の損害行為の被害者全員が国の補償を得られることを原則とする 1977 年 1 月 3 日法 (刑事訴訟法第 706.3 条)。CIVI に対する被告人は国であり、最も重篤 (死亡、永久的部分後遺障害、1 か月を超える一時的全面就労不能) かつ困難な物的状況を引き起こした損害のみが、責任者の弁済不能が証明され、かつ重大な物的状況が存在する場合に補償される。犯罪の発生または最終の刑事判決から 1 年以内に行動を開始しなければならない。
- 限定されていた補償を窃盗、詐欺、背任の被害者に拡大する 1981 年 2 月 2 日法 (刑事訴訟法第 706.14 条)。
- 1985 年 12 月 30 日法により補完される 1983 年 7 月 8 日法。この 2 つの条文は、大審裁判所に CIVI を設置し、訴権喪失記録を導入し、刑事訴訟法第 706.3 条の申立てについては重大な物的状況という条件を、強姦および性的暴行の被害者については一時的全面就労不能に関するすべての条件を撤廃するものである。
- 刑事訴訟法第 706.14 条の措置の恩恵を背任、財物強要、財産の破壊、損傷、破損の被害者に拡大し、CIVI で開かれる賠償可能性について被害者に通知することを想定する 2000 年 6 月 15 日法。

しかし、被害者の補償において最も重要な節目となるのは、1990 年 7 月 6 日法である。この条文および 1986 年 9 月 9 日法により、最も重篤な傷害を負った被害者を対象とする損害の全面賠償制度の財源を確保するため、個人の財産保険契約からの徴収により資金が調達されるテロおよび犯罪被害補償基金が設立される。審理は CIVI に付託されるものであり、基金が申立てに対する所見を通知した後に補償を与えるのはこの裁判機関で、この法律は単に法的な意味での補償手続の存在を維持

している。補償手続を加速するため、2004年3月9日ペルベンII法は、原則として補償手続は示談可能であるとし、被害者と基金との合意、CIVI裁判長の同意により、被害者の補償を行うことができる。

したがって、立法府が実施する措置は、被害者の損害を迅速かつ公正に賠償するものでなければならない。公的補償業務を運営する私立的法的機関である基金は、この措置の中心にあり、この措置において主導的役割を担っている。2005年には基金に対して1万7,130件の申立てがあり、2億3,500万ユーロの補償金がこの機関により支払われた（2006年には1万7,426件、支払額は2億3,700万ユーロであった）。この措置の重要性を示すもので、本研究はその実施を対象としている。

犯罪被害者の補償は、法律に関する部分は刑事訴訟法第706.3条およびそれ以降で、規則に関する部分は刑事訴訟法第R 50-1条から第R 50-28条で規定されている。

我々はまず立法府が確立する制度を組織面、財政面、手続面で検討し、次いで条文により設立される2つの補償制度を利用するために必要とされる受理可能条件を検討、最後に本来の意味での損害の賠償について検討する。

## I. 独自の手続のための唯一の補償基金と補償制度

1990年7月6日法により、立法府はテロおよび犯罪被害補償基金（FGTI）に被害者補償の財政運営を委ね、この補償には唯一の裁判機関があたることとなった。その機関とは、CIVIである。この裁判機関における手続は、被害者がその損害に対して迅速に補償を受けられるよう、独自の規則に対応している。

### A. 補償制度の当事者：基金とCIVI

補償制度の財源は、フランス国内にある財産に対する保険契約の分担金からの徴収である。1契約あたりの分担金額は毎年省令によって定められ、2007年には3.30ユーロとなっている。つまり、フランスでは国家共同体が犯罪被害者の補償を引き受けていると言える。この補償制度に充てる資金を集め、運用と管理、被害者間で適切な分配が行われているかどうかの監視を担当するのはFGTIである。

a) **FGTIは強制損害補償基金により運営される**（FGAO、1951年12月31日法により制定されたかつての自動車事故補償基金（FGA））。法人格を持ち、理事会により運営され、経済・財政大臣により監督される。

この機関は被害者の権利を代理する立場であり（刑事訴訟法第706.11条）、犯人に代わって支払った金額を回収するために訴訟を起こすことができることから、この基金の財源は、この機関が犯罪の責任者に対して行使する訴えによっても保証される。基金は2006年、責任が認められる場合において、責任者、責任者の保険会社、国または地方自治体から、4,750万ユーロを回収することができた。

刑事訴訟法第706.9条の文言によれば、保険法第L422.5条により開かれる判決控訴の可能性を条件に、基金はCIVIが支給する補償金を支払う責任を負う。

b) **立法府は被害者補償を特にCIVIに専任させた**。CIVIは刑事訴訟法第706.4条により設立され、各大審裁判所の所在地に設置されている。CIVIは裁判官2名（うち1名は裁判長）および被害者に対する利害が明らかであるフランス国籍の成人1名で構成される。検察官も所在する。犯人および代理人がCIVIに出廷することはなく、したがって被害者は、この裁判機関における交渉相手として、また場合により相手方の弁護士として、共同体の代表者、すなわち検察官と基金しか持たない。

これは、第1審判決を行い、その判決は基金の側からも被害者の側からも控訴を受ける可能性がある民事裁判機関である。被害者へ補償金の支払を行うのはCIVIであり、刑事訴訟法第706.6条の措置の一環として、その裁判長は申立ての予審を行いやすくするあらゆる暫定措置を指示することができる。特に、1か月以内に仮払金と査定を与えることが挙げられる（仮処分手続に倣った手続）。

## B. 独自の手続

この手続の独自性は、CIVI が破毀院の認める完全な判決の主権と自治権を持つことによる、提訴および管轄の規則と、補償に到達できる法的手続にある。この自主権は、示談による補償の原則を打ち立て、基金と被害者との間の交渉の道を開くペルベン II 法により認められている。

### a) 提訴および管轄の規則は簡便である

- **提訴**：特に従うべき形式はない。損害を受けた者、代理人もしくは受任者は、委員会の文書課に署名入り申請書を提出する。弁護士の間与は必須ではなく、訴訟手続は無料である。CIVI は第 700 条に基づき弁護士費用を支払うことができるが、当該訴訟手続に関連する費用に限られ、また被害者が裁判に関する援助を受けられない場合に限る。申請書には補償申立ての予審に役立つすべての情報を盛り込まなければならない（刑事訴訟法第 R 50.9 条および第 R 50.10 条）。申請書は遅滞なく補償基金と検察官に送付される。
- **管轄**：申立ての審理を行う権限を持つ CIVI は、申請者の居住地の大審裁判所管轄の CIVI または犯罪の提訴を受けた刑事裁判機関管轄の CIVI、もしくは申請者がフランスに居住していない場合やフランス本国または海外県でいかなる刑事裁判も発生しなかった場合はパリの CIVI となる（刑事訴訟法第 R 50-2 条から第 R 50-5 条）。

### b) 被害者補償手続の法的変遷では、犯罪による損害の賠償に示談の原則が出現したことが特筆すべき点である。

この原則を実定法に導入したのは、2004 年 3 月 9 日法（いわゆるペルベン II 法）および 2005 年 5 月 27 日デクレである。

というのも、CIVI が審理を付託された場合、1990 年 7 月 6 日法では法的補償手続しか想定されておらず、予審段階を経て、必然的に審問と判決の段階に至ることになっていた。この手続の中で、また審問の 2 か月前に、基金と検察官はそれぞれ申立てに関する所見を発表する（刑事訴訟法第 R 50-14 条から第 R 50-18 条）。この段階から合議制の審問に進み、委員会はここで口頭弁論と討論を経て、被害者に補償金を与える判決か、1 か月以内に裁定する仮払金と査定を与える唯一の裁判長命令を下す（刑事訴訟法第 706.6 条および第 R 50-15 条）。基金が支給される補償金を支払うまでの期限は、判決の通知から 1 か月である（刑事訴訟法第 R 50-22 条）。同一期限内に、基金もしくは被害者により、判決が控訴を受ける可能性がある（刑事訴訟法第 R 50-23 条）。

換言すれば立法院は、原則として犯罪被害者補償はもっぱら司法によるもので、従来型の予審後に得られる CIVI の判決文がなければ発効しないものとしていた。この原則は CIVI に対する申請数の増加（1991 年には 5,000 件、2006 年には 1 万 7,500 件）に耐え切れず、直ちに申立ての検討期間を延長した。しかしながら多くの場合、基金や検察官からの異議はなく、犯人に対する刑罰が科されるまで待つことに耐えた上に、補償の待機期間が加わることも多かった。

この変遷に直面して、補償手続を速めるためには示談の可能性を導入することが不可欠であることがすぐに判明し、立法院は、補償は示談か、さもなければ裁判によるという原則を打ち立てた。

- **FGTI と被害者が合意した場合の示談による補償の原則**：これは、法律に関する部分は刑事訴訟法の新しい条文である第 706-5-1 条で、規則に関する部分は第 R 50-12-1 および 2 条で、法律により導入される。これらの条文は 2005 年 5 月 28 日から、この日以降に CIVI に提出されたすべての申請について適用される。前述の第 706-5-1 条では、補償の申立ては遅滞なく CIVI の文書課から FGTI に送付され、FGTI は書類に不備がなければ、申請書の受領から 2 か月以内に被害者に補償の提案を提示する義務を負うことが想定されており、基金はここで主導的役割を担っている。提案が受諾されれば、基金は認可のために CIVI 裁判長だけに合意証明書を送付する。この認可により示談の執行力が与えられる。この場合、集団による合議制で裁定を下す委員会は、申立てに対する判決を下すために集合することはない。認可の決定通知から 1 か月後以内に解決することになっており、被害者の補償はより速やかに実行されることになる。これは専門の司法官が認可を担当する「枠組みに沿った」示談である。
- **合意がない場合、裁判による補償**：刑事訴訟法第 706-5-1 条は、基金による正当な拒絶の場合や被害者が提案を拒絶した場合、また基金の提案に対して被害者から 2 か月以内に回答がない場合といった、合意の不成立を想定している。裁判長が認可を拒否することもありうる。この場合、被害者の補償は集団による合議制で裁定を下す委員会の採決に委ねられ、再度、以前と同様の予審および審問の段階を踏む。裁判長による認可の拒否の場合にも、案件は集団による合議制で裁定を下す委員会に戻される。今後審問の対象となる案件は、補償金の分配、受理可能性、過失の判断、訴権の喪失の問題がある案件である。

2005 年 7 月 27 日通達 NOR JUS J 05 90 013 C は、簡素化され、加速された手続を実現し、犯罪被害者の状況改善にとって確実に大きな一歩となる、新しい手続の実施を明文化している。法律の発効以来、70%の案件は基金と被害者との合意によって解決していることに注目すべきである。

## c) 主権と自治権を持つ裁判機関

さらに、犯罪被害者補償手続の独自性として最後に挙げられる点がある。裁定を行う時、CIVIは自治権と主権を持つ裁判機関であり、損害の補償であれ、被害者の過失の有無の判断であれ、他の法的裁判機関が既に下した判決とは一切関係を持たない。この主権と自治権の規則はとりわけ、犯人はCIVIには出廷せず、被害者は共同体の代表者、すなわち基金と検察官のみと対面するという事実からくるものである。

この原則は、破毀院の判例に由来する。特に、次の例が挙げられる。

- 第2民事部 1992年7月1日判決 JCP 1992 IV P 278。CIVIは独自に損害額を見積もるべきであったが、同一の当事者間に下されたものではない1件の判決のみを基準に損害を評価し、法的権利について再度確認したものの、法的権利の程度を低く評価した。
- 第2民事部 1993年6月9日判決 JCP 1993 IV P 246。委員会は、経済的損害の名目で作成された申立ての検証は、重罪院が与えたものを上回る金額である場合のみ証明されると明言している。私訴に対して下された決定と関連しているとして、委員会は法的権利の程度を低く評価した。
- 第2民事部 1993年12月8日判決 GP 1994 panorama jurisprud. 破毀院 P 66-D 1994 IR P 19。委員会は、過失による責任分担を一切考慮しなかった刑事決定と関連していると判断した。被害者に対して過失が考慮されるかどうか独自に判断するべきであり、法的権利の程度を低く評価した。

この主権と自治権により、被害者は告訴の可能性のある刑事訴訟手続のどの段階においても、予審中であっても、責任者に対して判決が下されるのを待つことなく、CIVIに審理を付託することができる。責任者は、特に事件の犯人が不明の場合、有罪判決を受けない場合がある。

また、この原則があるため、共同体は損害の発生において被害者の過失がある場合に過失の検討が行われていること、補償金の額が正しく見積もられていること、被害者の損害の程度が法律専門家による査定で確認された生理的欠損と正確に対応し、また直接かつ確実に被害の結果であることに注意を払うことができる。

刑事裁判機関により認められた損害賠償額について合意することもできるが、被害者とFGTIは、判決で考慮されたものとは別の根拠に基づいて合意を探ることも自由であり、示談手続はこの原則により決定される。定義の上でも、また示談が行われるためにも、当事者が自由に交渉を行い、そのような場合に民法第2044条が目指す相互の譲歩が行えるような判断の余地を得られることが望ましいことから、ベルベンII法は主権と自治権の原則を「公認」している。

主権と自治権により、犯罪被害者の補償に関しては、損害と被害者の過失を検討する審議において対審の原則が不可欠であることを、最高裁判所が再確認することができた。この点で、CIVIや控訴院は、以前の刑事決定の民事措置にも、補償手続の一環としては対審で実行されなかった査定にも関連がないため、委員会は基金の申立てに応じる必要がある。その意味では、次の例がある。

- 第2民事部 1993年7月7日判決 JCP 1993 IV P 281
- 第2民事部 2003年12月11日判決 La semaine Juridique Ed G4 2004年2月4日 No. 6 P 256

CIVIにおける補償手続は、独自の規則に従うものであり、損害の責任者の支払不能を理由に、被害者が共同体から賠償金を受け取れるようにする民事訴訟である。

しかしながら、すべての場合において、被害者の申立てには、条文が定める条件に従わなければ、応じることができない。

## II. はっきり異なる2つの補償制度

立法府は、犯罪により発生した最も重篤な身体的被害の全面補償を刑事訴訟法第706.3条に基づいて想定し、ある種の犯罪に起因する軽度の身体的被害および物的損害は、刑事訴訟法第706.14条が定める限定条件による上限付き救済の対象とした。つまり、損害の性質と重大さにより、はっきり異なる2つの補償制度が存在する。この2つの補償制度には、損害の性質と重大さにより決定される、独自の受理可能条件がある。しかしながらこの2つには、CIVIの提訴期間、犯罪の発生場所、被害者の国籍および、身体的損害の補償の場合は損害を引き起こした事件に関して、共通の補償条件がある。

また、補償制度の利益となるよう、除外も取り入れられた。これらは適法で、法解釈によるものである。第706.3条は明白に、他の法定補償制度による補償を受けられる被害者をその利益から除外している。つまり、1985年7月5日法の恩恵を受けられる交通事故の被害者（反対推論により、この条文により補償を受けられない被害者は、CIVIに対して行動を起こ

すことができる。外国で発生した事故の場合である)、2000年12月23日法の適用により、アスベスト被害者補償基金(FIVA)の恩恵を受けられるアスベスト汚染の被害者、1986年9月9日法の適用を受けるテロ行為の被害者、害獣の狩猟および駆除行為による被害者の場合である。さらに、厳密な意味での労働災害の被害者で、社会保障法第L451-2条およびそれ以降(許容されない過失)の恩恵を受けられる場合は、この法律の利益から除外される。これは、破毀院第2民事部2003年5月7日判決により慣例となり、法解釈により被害者の権利者にも広げられた、判例上の除外である。(第2民事部2006年11月16日および2007年1月25日非公開判決)。

刑事訴訟法第706.3条および第706.14条に基づいて行動するための受理可能条件が定められている。

損害の重大さと性質により、被害者は、共通の受理可能条件とそれぞれに固有の条件を持つ前述の2つの条文に基づき、自身の損害の全面または部分的賠償を得るため、CIVIに対して行動することが容認される。

## A. 2つの制度に共通の受理可能条件

### a) 犯罪の発生場所と国籍の条件

犯罪がフランス領土(フランス本土、海外県、海外領土)で行われた場合、被害者はフランス国籍を持つか、欧州経済共同体加盟国の国民であるか、外国籍の場合、犯罪の発生または申請書の提出時に正規滞在をしていることが必要である(刑事訴訟法第706.3条第3項)。

- フランスで暗殺されたモロッコ在住のモロッコ人権利者は、損害の賠償を得るために刑事訴訟法第706.3条が求める条件を満たしていない：第2民事部1992年7月21日判決JCP 1992 IV P 300。
- 外国人の被害者は、実際の滞在資格の正当性を証明しなければならない。その意味では、次の例がある。

トゥールーズ控訴院2006年4月4日判決。裁判所は、アルジェリア人である被害者は事件当日の2003年6月18日、知事が2003年5月20日の決定により、国外退去のための猶予として2003年6月14日の通知から1か月という期間を与えていたことを理由に、正規に滞在していたとするCIVIの決定を変更している。裁判所の判断では、国外退去のために申請者に1か月の猶予を与えるという決定は行政上の認容であり、在留資格と同一とみなすことはできない。よって申請者は事件当日には正規に滞在しておらず、申立て当日も同様であった。

- 反対推論として、フランスに正規滞在していたモロッコ人の夫は、在留資格を持たなかった妻の死によって被った損害の賠償を得ることができる：第2民事部1994年3月2日判決JCP 1994 IV P 154
  - 被害者がフランス国籍を持たない場合、前述の条文で想定される補償は、事件が領土内で起こされたという条件に左右される(ドイツにおけるフランス軍人による暴行の被害者であるドイツ人被害者)。第2民事部1996年11月27日判決 GAZ PAL 10/12/08 1997 Panorama P 185。
- つまり、犯罪が外国で起こされた場合、フランス国籍を持つ被害者(またはフランス国籍の権利者)のみが補償を受けることができる。

### b) 提訴期間

訴権喪失が設定される刑事訴訟法第706.5条の措置により、申立ては犯罪の発生から3年以内に提出されなければならないと規定されている。刑事訴追が行われる場合、期限は延長され、刑事裁判機関で行われる公訴または附帯私訴についての最終決定を下す裁判機関の判決から1年後まで失効しない。犯人が損害賠償の支払いを言い渡された場合、刑事訴訟法第706.15条が適用され、裁判機関による命令から1年の猶予期間が発効する。この情報が通知されなかった場合は、猶予期間が発効しないことが認められている。

判例では、この条文の適用条件がより明確にされた。

- 刑事裁判機関が附帯私訴の判決を下しておらず、公訴の判決のみを下し、査定を命じている場合、その附帯私訴が軽罪裁判所で係属中である被害者に訴権喪失が対抗することはない：第2民事部1998年6月11日判決 RCA 1998年10月 No. 312 P 17
- 訴権喪失期限の延長は刑事訴追の場合にしか想定されておらず、民事裁判官のみが審理を付託され、判決を下した場合、延長は行われぬ。この場合、3年の期限のみが適用される：パリ控訴院2003年6月26日判決 GAZ PAL 2003年12月12-13日 No. 346-347 P 19。同様に、ボルドー控訴院2007年1月23日判決では、被害者が仮処分の裁判官に査定請求の審理を付託し、問題なく委員会に審理を付託することができた。

- 民法第 2252 条が想定する時効期限経過の対象とならない未成年者については、訴権喪失の期間は経過しない。当該未成年者が成年に達してから、期間が経過する：第 2 民事部 2000 年 4 月 20 日 RCA 2000 年 10 月 P 19 No. 297

しかしながら、被害者が規定の期限内に権利を行使できる状態になかった場合や損害が悪化した場合（身体的損害のみ）、また他のすべての正当な理由により、委員会は被害者の訴権喪失を解除することができる。

さらに判例では、何が訴権喪失の解除ができる正当な理由となりうるか、また訴訟の移送における CIVI の役割が明確にされた。

- 正当とされる理由は明確にされなければならない、単に表明するだけでは進めることができない：第 2 民事部 1992 年 7 月 1 日 JCP 1992 IV P 277
- 権利を行使することができなかった理由を明確にせず、事件が申請者にとって悲劇的な結果をもたらしたことを言明するだけでは、正当な理由とはならない：第 2 民事部 1993 年 6 月 9 日判決 JCP 1993 IV P 246
- CIVI から補償を受ける可能性が法によって開かれていることを知らなかったことは、正当な理由とはならない：ドゥエ控訴院、1997 年 1 月 9 日非公開判決
- 被害者の近親者が精神的苦痛を感じ、その父親はうつ病の治療を受けていることは、刑事裁判機関に対して附帯私訴当事者となることができたことから、正当な理由とはならない。：パリ控訴院 1996 年 2 月 9 日判決 GAZ. PAL. 1996 年 12 月 15 から 17 日 P 26 および 27。同じ方針で、ヴェルサイユ控訴院の 2000 年 2 月 11 日非公開判決では、被害者の権利者は刑事訴訟や 2005 年 4 月 21 日第 2 民事部で、弁護士との立会いを受けた。
- 訴訟手続中、弁護士が代理人を務め、訴訟手続の間ずっと助言を受けていた被害者は、訴権喪失を解除する正当な理由を証明できない：トゥールーズ控訴院 2006 年 4 月 4 日判決。
- 犯人からの取立てを試みた場合、犯人の弁済不能という条件が消滅するため、なおさら訴権喪失解除の正当な理由とならない。：第 2 民事部 2000 年 2 月 24 日判決 RCA 2000 No. 156 P 14
- 反対推論として、事件に直接関係する被害者の心理状態は、自身の利益を守る責任を負うことができない状態として認められた：パリ控訴院 2001 年 6 月 14 日判決 GAZ PAL 2002 年 3 月 31 日から 4 月 4 日 P 9

被害者が損害の悪化を証明できる場合、訴権喪失の解除は正当な権利である。

最後に、被害者が刑事訴訟法第 706.3 条または第 706.14 条に基づいて補償を要請しても、その過失のために賠償の権利が縮小または除外される場合があり、後に我々が見ていくように、身体的損害の全面または部分的賠償を受ける場合は犯罪の、また物的損害の名目での補償や重罪や性的軽罪に関して補償を受ける場合はある種の物的性質を示す犯罪行為の被害者であることを証明しなければならない。

### c) 損害を引き起こした事件

全面的もしくは部分的に損害の補償を受けるには、申請者は物的性質を示す犯罪行為の被害者である証拠を示さなければならない（刑事訴訟法第 706.3 条第 1 段落）。

申請が受理可能となるには、犯罪の物的要素を抽出することが望ましく、委員会は、犯罪の性質決定が刑事裁判機関によって行われなかった場合や、犯人が不明のままである場合、必要に応じて犯罪の性質決定を行う。事件が免訴や不起訴処分の対象となった場合も同様である。反面、事件が予審段階にある場合は、我々が後に見ていくように、慎重さが要求される。

予審中でも、また損害の責任者に支払能力がある場合や保険に加入している場合でも、いかなる時でも委員会への審理付託は可能であり、判例では、被害者が委員会に審理を付託する前に犯罪の犯人に対して行動を起こすことは要求していない。破毀院の判例は、CIVI における補償手続の従属性の欠如の原理を打ち立てた。第 2 民事部 1993 年 6 月 23 日判決 JCP 1993 IV P 266 は、同房の囚人による虐待の被害者に関するもので、事件は国の責任を問うものである。第 2 民事部 1996 年 11 月 6 日判決 Dalloz Sirey 選集 1996、44 速報ノートはエール・アンテール社のエアバス機胴体着陸に関するものである。

しかしながら、特に被害者が既に犯人の保険会社から部分的に補償を受けている場合や、特定の補償制度の恩恵を受けている場合（*厳密な意味での労働災害の被害者*。前述の第 2 民事部 2003 年 5 月 7 日判例）、この原則が緩和される場合がある。

犯罪、つまり犯人による刑事上の故意過失の遂行は、補償手続を引き起こす要素であり、80%の場合で、犯人が起こした事件を理由に、刑事裁判機関により重罪や軽罪の犯人が有罪判決を受けている。

犯罪の犯人が刑事裁判機関により有罪判決を受けた場合、破毀院は、申請の受理可能性についての決定を下す上で、CIVIは刑事裁判機関が採用した刑事上の性質に縛られると判断した。第2民事部2003年3月27日判決、*La semaine Juridique Ed G No. 21*、2003年5月21日P967である。最高裁判所は、ここでは従来どおりに原則を適用し、この原則にしたがって刑事は民事をそのまま保つ。この原則は、損害の性質や重大さに関わらず適用される。補償の対象となる犯罪が条文に挙げられている場合は、犯罪の性質決定が申請の受理可能性を左右する。この意味では、ボルドー控訴院2007年2月13日非公開判決がある。意に反してフランスに来て、売春組織に組み込まれたルーマニア人売春婦が、人身売買罪を根拠に申立てを行い、一方犯人は重大な売春斡旋行為で有罪判決を受けた。裁判所は、最終的な有罪判決があった場合、CIVIは出されている訴えの受理可能性の判断において、刑事裁判機関が採用した性質の決定を採用する義務があることを喚起している。ところが売春斡旋罪は、刑事訴訟法第706.3条に基づく賠償の対象となる犯罪ではない。

いかなる訴追も行われず、さらにまたは犯人が不明の場合、破毀院は、非難されている行為が犯罪の物的性質を示すものであるかどうかの究明は、委員会自身が行うものと判断した。第2民事部1992年10月7日判決JCP92P936である。この場合、CIVIは提出された要素が犯罪の物的性質を示すかどうか、また誰が犯罪の性質決定を行うかを究明する。事実確認担当判事は、取り上げる犯罪の性質と物的要素を明確にしなければならない。第2民事部2007年4月5日判決RCA7-82007No.215P19がある。破毀院は、事件と損害との直接の因果関係を理由に、過失傷害罪を構成する過失の性質は、単なる不用意や不注意と表せば十分であろうということを喚起した。第2民事部2006年1月4日判決である。

この点については豊富な判例があり、とりわけ事実確認担当判事により情報が寄せられている。いくつかの例を挙げる。

- 被害者は乱闘中に死亡する。中心人物は釈放されている。被害者はいかなる時でも死亡を引き起こしうる心疾患を持っていた。CIVIは、死亡は犯罪の結果ではないと指摘している。
- 申請者は、投げられた物の被害にあったと言っている。控訴院は、物的性質を示す犯罪行為に起因する損害を明確にする要素は全くないとCIVIが裁定したことに同意している。
- 被害者は自身の車を運転中に死体を発見し、車道に倒れていた木に衝突する。裁判機関は、民法第1384条に基づき、木の所有者の民事責任を考慮している。一方CIVIは、損害は刑事犯罪に起因するものではないとして、権利者の申立てを棄却している。
- 被害者は、美容整形手術の失敗により損害を被った。控訴院は、手術行為の成功がなく、損害が発生したということで犯罪の存在が導き出されるのではなく、刑事上の過失を伴わずに行われた医療行為と関係する手術行為である可能性があると言明し、被害者を却下している。第2民事部1999年7月7日判決RCA1999年11月P13
- 申請者は、スポーツの大会でけがをした。相手の選手は特定されておらず、故意に被害者を攻撃したことは立証されていない。CIVIは、被害者はスポーツ活動中にけがをしており、刑事訴追の対象とすべき犯罪が証明されない場合は、身体的被害は純粹に偶発的なもので、犯罪との関わりはないと考えている。
- 若者が、排煙装置の丸屋根から落ちてけがをした。CIVIは、この事実は犯罪の物的性質を示すものではなく、被害者に落ち度があるため、被害者を却下している。
- 申請者は、自身の小屋の家事で大火傷を負った。破毀院は、犯罪の物的要素である、第三者の介入を特徴づける状況を指摘できなければ、控訴院で申立ての受理可能性は認められないとしている。第2民事部2002年9月12日判決Daloz選集No.34P2659、ガス爆発に関係する第2民事部2000年4月20日判決Daloz選集2000No.21P158と比較のこと。
- 岸壁の上から飛び込みをして重傷を負った海水浴客は、物的性質を示す犯罪行為の被害者ではなく、その損害は自身の目測の誤りに起因するものである。第2民事部2004年2月19日判決RCA2004年5月P17。
- 警察官が職務質問中に自らの動作によって転落し、職務質問の相手が転落させようとした事実はなかった。反抗の事実はなく、引き合いに出される損害は、刑事犯罪に直接起因するものではない：第2民事部2005年2月24日非公開判決。
- 被害者は呼吸困難により病院で死亡する。医療センターと医師は、刑事裁判官により無罪が証明された。死亡した患者の権利者は、これは物的性質を示す犯罪行為に起因するものであると主張して、刑事訴訟法第706.3条に基づいて損害の賠償を得ようと行動する。アミアン裁判所は2006年1月12日判決の中で、死亡の原因は不明であり、被害者は呼吸困難によって死亡したが、予後診断は差し控えられていたにも関わらず、呼吸困難が発生したことを確認している。したがって、犯罪の特徴は認められない。
- 幼児が母親の友人に預けられた際、自分で跨いだ窓から落ちる事故の犠牲となる。ヴェルサイユ控訴院は2007年3月28日判決で、一時的に監視が欠けていたことと、幼児の偶発的な落下の間には直接かつ確実な因果関係は認められず、この過失による落下は、被った損害を生み出す事実を間接的にのみ構成するもので、この事実は過失致傷罪によるものではないと判断したCIVIが採る立場を立証している。

案件が予審中の場合は時として、告訴に至る刑事訴追や（特に、犯人が咎められる事実を一貫して否認している場合）、最終的に採用され、特に直接条文の対象となっている申請ではその受理可能性を決める刑事上の性質決定を、速断することができない。刑事訴訟法第706.7条は、刑事訴追が開始された場合、公訴に対する判決が下される前に委員会の決定があってもよいと言明している。同条項はまた、刑事裁判機関の最終判決まで、委員会が決定を猶予することもできると明記している。実際、

疑念がある場合には、基金は予審の成り行きと下される刑事判決を待って、裁定の猶予期間を要請する。しばしば、猶予期間に続いて裁判が行われる。

事件が外国で発生した場合、この犯罪は外国の法律が採用する性質決定ではなく、フランス法が採用する性質決定に対応しなければならない。この意味では、アメリカでのジェットスキー事故に関する第2民事部2007年1月25日判決があり、ヴェルサイユ裁判所は、この衝突はアメリカ法において刑事上の性質を帯びることが論証できないとして、申請を棄却していた。最高裁判所は、フランス法が想定する犯罪被害者補償は軽犯罪の社会的リスクの保証制度を利用し、特別な民間裁判機関に委ねられて、国家の連帯に基づいた補償を確実にするものであることに触れて、軽罪の場所についての法律の規則に抵触していることから、破毀している。この法律はこのように、外国法は参照せず、必要な適用を行う法律という性質を持つ。

## B. 各制度に固有の条件

### a) 刑事訴訟法第706.3条に固有の条件

この条文は、故意であるか否かに関わらず、物的性質を示す犯罪行為の結果として**身体的被害**による損害を被った者はすべて、**こうした行為が死亡、永久的部分後遺障害 (IPP)、1か月を超える全面就労不能 (ITT) を引き起こした場合**、損害の全面賠償を受けられることを原則としている。損害の全面賠償は、第一に損害の重大さに従う。強姦または性的暴行の被害者は、IPPやITTを証明することなく、この賠償の恩恵を受けることができる。刑事訴訟法第706.3条第2段落は、刑法第222-22条から222-30条、第225-4-1条および第227-25条から第227-27条により処罰される性的重罪および軽罪の被害者は、重大さの制約なしに補償されることを想定している。2006年3月29日判決で第2民事部は、性的暴行未遂はこの名目で補償されなければならないと判断した。反面、未成年者ポルノ、未成年者に対する強制わいせつ、公然わいせつについては、これらの軽罪は刑事訴訟法第706.3条が対象とする刑法の条項で処罰されないため、補償の対象とはならない。ペルベンII法により、人身売買の被害者の補償が条文に追加された。

### b) 刑事訴訟法第706.14条に固有の条件

この条文は、当該の損害が1か月未満のITTを引き起こした場合に、刑事訴訟法第706.3条に基づく損害の全面賠償を主張できない身体的被害を受けた者に対して、その措置が適用されることを原則としている。換言すれば、また被害者が1か月未満のITTを被り、かつIPPがない場合は、被害者はその損害の部分的賠償を得るために、刑事訴訟法第706.14条の措置に基づいて行動しなければならない。被害者がIPPもITTも被っていない場合、判例では、条文が課す条件を満たしていないことから、条文に基づいて行動することはできないとしている。リヨン控訴院2002年5月22日非公開判決、ドゥエ控訴院2005年5月12日および2006年6月15日非公開判決、第2民事部1999年6月10日判決RCA 1999年10月P 14がある。法人は、被った物的損害の名目で刑事訴訟法第706.14条に基づく補償を受けることはできない：第2民事部2007年5月30日非公開判決。

この条文はまた、窃盗、詐欺、背任、財物強要、また被害者の所有する財産の破壊、損傷、破損の被害者の部分的賠償も認めており、この補償は損害の「物的」性質によるものである。

破毀院は、挙げられる犯罪は厳密に限定され、委員会は刑事犯罪機関が採用する刑事上の性質決定に縛られることを喚起した。この意味では、第2民事部2002年9月26日判決La semaine Juridique Ed G 2002年10月30日2721 P 1978がある。例えば、弱さの悪用罪は、そもそもその犯人はこの損害項目で有罪判決を受けておらず、詐欺や背信と同一とすることはできない。この意味では、ヴェルサイユ控訴院の2006年4月5日および2007年1月10日判決があり、CIVIは裁定された事柄の権限を獲得した刑事判決により性質決定された弱さの悪用罪を、財物強要罪として再度性質決定しなければならないと考えていた(第1種)。小切手の偽造についても同様で、CIVIは自動車販売における偽造小切手の使用を、詐欺罪と同じものとしなければならないと考えていた(第2種)。

刑事訴訟法第706.14条の措置の管轄である身体的もしくは物的損害の被害者に与えられる補償金は、厳格な条件に従うものである。条件が満たされなければ、申立ては受理されない。

- **経済力の条件**：被害者もしくは被害者が扶養を受ける課税世帯の経済力は、裁判上の援助を受けるために想定される法的上限額を下回らなければならない。この上限は毎年変更されており、2007年には年収1万5732ユーロに引き上げられ、さらに扶養家族について増額がある。この条件は「選抜方式」であり、条件が満たされなければ、申立ては受理されない。刑事訴訟法第R 50-10条は、申請者は犯罪の前年および委員会への審理付託の前年の所得申告書の写しもしくは課税証明書を作成しなければならないと明記している。不動産も考慮に入れな

なければならない。申請の受理可能性は、犯罪の前年および申請の前年に照らして判断される：リヨン控訴院 2006 年 9 月 21 日非公開判決。

判例では、被害者が結婚している場合、世帯の収入を合算したものが考慮されることを明確にした。被害者が未成年者の場合は、被害者が扶養を受ける課税世帯の収入である。

破毀院は、課税所得のみならず、すべての経済力が考慮されなければならないこと（第 2 民事部 2001 年 3 月 29 日判決、La semaine Juridique ed. G No. 21-22 2001 年 5 月 23 日 IV 1978-1983）、また、特に被害者が学生の場合、被害者自身の経済力のみを考慮しなければならないことを喚起している（第 2 民事部 3 月 15 日判決、La semaine Juridique ed. G No. 19-9 2001 年 5 月 IV 1868-1872 P 960、ヴェルサイユ控訴院 2006 年 3 月 9 日判決）。

- **他の補償を受けていないという条件**：条文は、原則として被害者が何らかの名目で有効かつ十分な損害の賠償または補償を受けている事実がないことを証明する必要があるとしている（車両の盗難や火事の際、保険契約による盗難保障や火災保障でまかなわれる場合）。
- **深刻な物的または心理的状況の条件**：被害者は、犯罪のために深刻な物的または心理的状況にあることを立証しなければならない。この概念は具体的に検討されなければならない。解釈の余地があるため、判例で明確にされた。
  - o 被害者が深刻な物的または心理的状況に置かれた根拠を明確にするのは、控訴院の役割である：第 2 民事部 1999 年 12 月 9 日判決 RCA 2000 年 3 月 No. 81 P 13
  - o 最高裁判所は、父親からの虐待により家庭の外に出され、完全に共同体に依存している子供は、深刻な物的状況にあると判断した控訴院は正しいと認めている：第 2 民事部 1999 年 4 月 15 日判決 RCA 1999 年 7-8 月 No. 220 P 13。ただし、この決定は深刻な心理的状況という概念を導入する 6 月の改正の前に下された。
  - o 5,000 フランと見積もられた精神的損害は、被害者を深刻な物的状況に置くものではない。ルーアン控訴院、2000 年 3 月 22 日非公開判決。
  - o 同様に、犯罪後の被害者の心理的動揺を考慮した軽度の補償金は、深刻な物的または心理的状況の存在を正当化しない：ボルドー控訴院、2000 年 10 月 31 日非公開判決。
  - o 2005 年 11 月 29 日判例でトゥールーズ控訴院は、深刻な物的状況とは被害者が犯罪のため必要なものを供することが不可能であるという意味と解釈しなければならないことを喚起した。これは、共同体の援助に完全に依存している場合である。車両の盗難は、深刻な心理的状況を生じさせることはなく、確かに被害者は不快な状況に陥るが、被害者は都市に居住しており、公共交通機関を利用できるので、深刻な物的状況にあるとは言えない。

事実確認担当判事は、犯罪が持続的に被害者の財産への負担をかけた時点から、被害者を深刻な物的状況に置いていると考える。深刻な心理的状況については、被害者は医学的書類を証拠として、犯罪が引き起こした心理的外傷を証明しなければならない。

### III. 全面的または限度額付き補償のうち、被害者の過失により、減額または補償対象外となる可能性があるもの

**原則**：刑事訴訟法第 706.3 条に定義するとおり、本人が重大な損害の被害者である者（またはその権利者）は、共同体から、その損害に対して全面的な補償を受けることができる。損害の補償の目的は、かかる損害行為が発生する前の金銭状態に、被害者を回復させることにある。軽罪または性的犯罪において、判例により慣例上認められている補償は、一括補償であることが多く、被害者の精神的損害を補償することを目的とするものである。かかる補償は、死亡した被害者の近親者に対して、彼らの精神的損害を補償するために支給される補償とほぼ同一の方法で支給される。性的暴力または強姦の被害者の近親者は、自らの名義において、補償を受けることが認められている。反対に、破毀院が様々なケースで繰り返し述べているとおり、有罪判決を受けた者による上告を理由に、特定の精神的損害を申し立てる権利者は、刑事訴訟法第 706.3 条に基づき補償を受けることはできない。不服申立の行使や、裁判所への出頭に関する義務を理由として申し立てられた損害は、条文で規定される損害に該当しない。（破毀院第 2 民事部 2006 年 3 月 8 日および 5 月 24 日、2007 年 1 月 25 日非公開判決）。

本人が軽微の損害の被害者である者か、または刑事訴訟法第 706.14 条で規定されているいずれかの犯罪の被害者である者は、共同体から、厳密に上限額が設定されている補償を受けることができる。この補償は、最も不利な立場に置かれた者への救済と定義されている。

最後に、被害者の過失によって、被害者本人やその権利者が有する補償に対するあらゆる権利が、縮小または消滅してしまう場合がある。

## A. 損害の全面的または限度額付き補償

### a) 全面的補償 (刑事訴訟法第 706.3 条)

以下は、全面的補償に関して適用する、一般法上の補償の規則であり、破毀院は、様々なケースにおいて、この原則を繰り返し述べている。とりわけ、破毀院第 2 民事部 1992 年 4 月 22 日破毀院民事法廷判例誌 II 第 129 号 JCP 1992 年第 IV 巻 205 ページに詳しい。

CIVI は、損害の認定と評価において、最高かつ独立の権限を有する。CIVI は、かかる損害について既になされた刑法上もしくは民事上の判決に一切拘束されず、最少額もしくは最大額の補償金を支給することができ、または補償額の算定について新基準を定めることができる (破毀院第 2 民事部 1994 年 1 月 5 日 JCP 94 第 IV 巻 80 ページ)。

補償対象となる損害項目とは、慣例上の補償対象項目のことであり、すなわち、以下を意味する。

**被害者が障害を負った場合：**被害者は、1 か月を超える全面就労不能 (ITT)、給与の損失、職務上の損害、永久的部分後遺障害 (IPP)、第三者を雇用するための費用、自己負担の医療費 (社会基金の債権保証が責任を負わねばならない損害項目)、慰謝料、肉体的美形の損害、生きる喜び、性的および婚姻上の損害を理由に、補償を申し立てることができる。上記の項目は、個人的な性質を有する損害項目である。被害者の損害は、損害を与えた行為と、直接または何らかの関連性がなければならず、この因果関係は、補償対象項目の認定と同様に、医療鑑定に基づくこととする。

判例においては、重度の障害を負った者の権利者に対して、精神的損害の認定をする旨承認している。(破毀院第 2 民事部 1999 年 1 月 14 日裁判所判決録 1999 年 5 月 5 日から 6 日概要 19 ページ)。最近の事例によると、専門家が、被害者が受けた精神的苦痛を考慮に入れた上で慰謝料を報告している場合、破毀院は、かかる犯罪の被害者に対して、別途、精神的損害に基づく補償はしないという旨の判決を下している (破毀院第 2 民事部 2004 年 12 月 9 日自動車に関する判例 2005 年 1 月 32 ページ)。衣服に対する損害については、刑事訴訟法第 706.3 条に基づく補償を受けることができない (破毀院第 2 民事部 1992 年 4 月 22 日 JCP 1992 年第 IV 巻 207 ページ)。

しかしながら、新たな補償項目が生じていることを鑑みると、現行の補償項目を変更する必要があると考えられる。新たな補償項目の中でも、とりわけ、一部の裁判所において、現時点で既に、医療鑑定や損害の弁済の際に採用されている、Dintilhac の用語体系は考慮する必要がある。この用語体系では、被害者の資産に関する損害項目 (治癒前は一時的、治癒後は永続的なもの) について定義がなされており、かつ、資産以外の損害項目についても、治癒前と治癒後の同様の区分が設けられている。

さらに、社会保障の資金調達に関する 2006 年 12 月 21 日付け法律第 25 条では、第三債務者に対する訴訟に関する規定が修正され、かかる訴訟は、項目ごとに行わなければならない旨定められ、包括的には行われなくなった。というのも、従前、とりわけ配分をする場合に問題が生じていたからである。

**被害者が死亡した場合：**権利者の精神的損害、経済上の損害およびかかる権利者が負担する葬儀費用が補償される。

それ以外について、補償の総額は、まず、基金と被害者との間で、示談の希求の一環として検討される。この二者間で暗示的または明示的に意見の対立がある場合、最終的に、CIVI による仲裁に委ねられる。

一方で、CIVI は、刑事訴訟法第 706.9 条の規定を遵守して、同じ損害において被害者が受領した金額についても考慮に入れなければならない。当該金額とは、労働上の災害による定期的補償金および支給金、寡夫 (婦) および孤児に対する定期的支給金、労働不能補償年金ならびに日当補償を含む。すなわち、被害者から要請を受けた項目として支払われた補償金を差し引いた後の社会基金の債権保証について、考慮する必要がある。保険会社により支払われた補償金も差し引かれる。

上記の点については、破毀院第 2 民事部 1992 年 7 月 1 日 JCP 1992 年第 IV 巻 277 ページ、破毀院第 2 民事部 1996 年 2 月 7 日破毀院民事法廷判例誌 1996 年 2 第 34 号 22 ページに詳しい。

また、CIVI は、同時に、1 名または複数の損害の行為者によって支払われた金額についても考慮に入れなければならない。

かかる原則は、示談の場合にも同様に適用される。

### b) 上限額付き補償 (刑事訴訟法第 706.14 条)

申請者が、第 706.14 条で規定されるいずれかの犯罪の被害者であるか、かかる申請者の身体的損害が軽微である場合、かかる申請者は、いずれの場合においても、上限額付きの補償を受けることとし、当該補償は、部分司法扶助を取得する際に定められた生活手段上限額の月額合計の 3 倍に相当する金額を上限とする。2007 年度、当該金額は 3,933 ユーロであった。

## B. 被害者の過失、および損害への影響

受理可能性の条件が充足された場合、民事責任に関する一般法上の規則に基づき、最後に、被害者が、損害に対して全面的な補償を受ける権利を有するかを決定しなければならない。当該決定事項は、とりわけ、被害者が、補償の権利を減少さらには消滅させる可能性のある民法上の過失を犯した可能性があるかについての決定を含む。この刑事訴訟法第 706.3 条の終末部分は、この原則について明示的に規定しており、被害者の過失によって補償が拒否されるか、その金額が減額される場合がある旨定めている。最も、この文言は目新しいものではなく、民事訴訟法旧第 706.15 条（1990 年 7 月 6 日付け法律によって現在の修正後の本文が効力を発する前の条文）では、損害を受けた者の犯罪時の行為、またはかかる者と損害の行為者との関係が理由で、補償金が拒否または減額される場合があると定められている。1990 年 7 月 6 日付け法律は、完全かつ排他的な用語の意味で、過失という概念を導入することによって、条文が効力を及ぼす範囲を限定している。

明らかに見て取れるように、民事訴訟法第 706.3 条では、当該過失の条件として、かかる過失自体が犯罪、すなわち被害者の刑事上の過失であることを挙げていない。立法府は、この観点において、条文およびその適用方法の基礎となった考え方と、首尾一貫した立場をとっている。つまり、被害者の補償委員会は、民事裁判機関であり、補償の要請があった場合に、直ちにかつ最高の権限でもって判決を下すことができるのである。また、補償の資金は、被保険者で構成される共同体から拠出されるものである。この資金は FGII によって管理される。FGII は、CIVI に対して自らの見解を提出し、CIVI が支給した補償金を支払う。なお、犯罪の行為者、すなわち損害の行為者は、CIVI による審理から除外されている。つまり、国民連帯基金が、要請の金額についても、補償の原則についても意見を表明する唯一の主体となる。したがって、国民連帯基金を代理する基金が、被害者に過失がある場合に審理を要請するという重大な役割を担わなければならない。基金は、被害者の過失が十分に立証できると考える場合、示談の希求の範囲内において、当該過失を提起することができる。

確かに、この条文の意図は、犯罪行為の被害者に関して、国民連帯基金の努力を示すことであるが、この条文を根拠に、かかる犯罪行為に関与した被害者に対して、補償の支給を許可することはできない。たとえ損害の行為者が刑事裁判において有罪判決を受けた場合であっても、同様に許可できない。したがって、被害者の過失というのは、民法学者の間でよく知られているリスク負担の概念に属するものである。被害者の過失は、被害者が刑事裁判所で**有罪判決の対象とならなかった場合であっても、基金の審査員によって審理が提起され、考慮対象となる場合がある**。有罪判決が下された場合、審理が提起され、被害者に対して過失を申し立てられる可能性が高い。

この刑事手続において、原告が、第三者の被害者である点を忘れてはならない。CIVI に提起された訴えにおいて、申請者は、第三者の被害者であるだけでなく、同時に、そして、とりわけ、広義の意味では、社会で行われた犯罪の被害者である。この社会に対して、国家共同体は、連帯という名において、第三者の義務の不履行に対して補償する義務を負っている。さらに、破毀院は、2004 年 6 月 3 日の判決（裁判所判決録 2004 年 11 月 28 日から 30 日 20 ページ、Daloz 社判例集 2005 年第 18 号 1198 ページ）において、1990 年 7 月 6 日付け法律が、専門民事裁判機関に委ねられる、**犯罪に対する社会リスクの保証システムでもって、国民連帯に基づく補償を保証している旨、喚起している**。つまり、申請者が、この連帯に訴える権利を全面的または部分的に有しているのかを決定することが適当かつ必要となる。

CIVI に対して開始された補償の訴えの当事者は、定義上、刑事手続で対立している当事者と同一ではない。さらに、判決が下された事項の権限は、慣例上および一定の判例によると、補償の金額には適用されず（控訴院第 2 民事部 1992 年 7 月 1 日 JCP 92 第 IV 卷 278 ページ）、さらに、犯罪行為者と被害者の間の相互的な責任に適用するものでもない。前者は、審理に参加しないのである。

民事訴訟法第 706.3 条およびそれに続く条項では、補償の民事手続、ならびに、これらの手続に関係するすべての法律上の影響についても規定している。この手続は、刑事手続をやり直すことではない。なぜなら、かかる手続の当事者は、刑事手続の当事者と同一ではなく、手続の目的も、公的な訴訟を開始するためではないからである。これは、単に、どの補償を被害者に割り当てるのかを決定し、かつ、損害の発生時に被害者が担った可能性がある役割は、被害者本人またはその権利者の補償の権利を減少または消滅する性質のものなのかを決定することにある。

この点において、委員会は、損害の認定および評価につき最高かつ独立の権限を有する。これについては、控訴院で繰り返し述べられており、とりわけ、破毀院第 2 民事部 1993 年 12 月 8 日 GP 1994 年概要控訴院判例 66 ページ、Daloz 社判例集 1994 年概要 19 ページ、破毀院第 2 民事部 1994 年 3 月 28 日（非公開）に詳しい。委員会は、公訴で言い渡された刑事判決によって一切拘束されない。

かかる過失は、被害者が受けた被害と直接の因果関係がなければならない（破毀院第 2 民事部 1993 年 6 月 23 日 JCP 1993 年第 IV 卷 266 ページ）。かかる過失が、必ずしも、犯罪と密接な関係を持っているか、これに付随するものである必要はない（破毀院第 2 民事部 1993 年 10 月 27 日 Daloz 社判例集 1993 年 Daloz 社判例集概要 252 ページ）。

基金の審査の権限に属するこの過失の認定および評価については、多くの判例が存在している。刑事訴訟法第 706.14 条に定める金銭上の犯罪について、被害者の過失とは、クレジットカードを手元に置き忘れた、もしくは銀行の暗証番号を忘れたために盗難にあった場合、または鍵のかかっていない車両に置いてあった品物が盗難にあった場合などが上げられる。こ

れは、この過失がなければ盗難は発生しなかったために、重大な過失に該当する。身体的損害の補償について、しばしば過失に挙げられるのは、被害者の挑発的な行為が乱闘へと発展し、その中で被害者が傷害または侮辱行為を受けたケースである。

- ボルドー控訴院 2001 年 6 月 19 日判決（非公開）。
- ポー控訴院 2005 年 2 月 17 日判決（非公開）。アルコール中毒者の間の乱闘に関するもの。被害者も積極的に乱闘に参加。
- アミアン控訴院 2000 年 12 月 15 日判決（非公開）。被害者が、車で加害者を追跡。その後、加害者の母親の車に対して、乱暴な追い越し行為を行う。
- 破毀院第 2 民事部 2004 年 2 月 19 日、被害者が、岩の上から飛び降りるという軽率な行動による過失を犯す。（RCA 2004 年 5 月、17 ページ）
- ポー控訴院 2005 年 4 月 12 日判決（非公開）。死亡した被害者は、有名な密売人であり、部下と決着をつけるための乱闘中に死亡した。
- ルーアン控訴院 2001 年 3 月 21 日判決（非公開）。被害者がブローニュの森で 2 名の他人を追跡し、軽率な行動による過失を犯す。

さらに、このリスク負担の概念は、負傷または死亡した被害者についても適用される。被害者が犯罪行為に関与していた場合、基金は補償を支給することができない。いくつかの例を見ることで、この点について明確にすることができる。というのも、その訴訟事件においては、特定の行為者が、刑事裁判によって有罪判決を受け、被害者に対しては一切の刑事上有罪判決が下されなかったにも関わらず、被害者の過失が考慮に入れられ、被害者の補償に対するすべての権利が排除されたからである。

- 麻薬取引の行為に関連する殺害の被害者。不正取引に起因する金銭の金額についての係争の結果生じた事件（破毀院第 2 民事部 1997 年 6 月 18 日 判例誌第 192 号 113 ページ）。
- 麻薬不正取引において生じた決着による被害者（リオン控訴院 2004 年 2 月 24 日判決（非公開））。
- 不法物質を摂取した結果死亡した被害者（破毀院第 2 民事部 1994 年 3 月 16 日 判例誌第 93 号 53 ページ、ヴェルサイユ控訴院 2004 年 10 月 8 日判決（非公開））。
- 被保護人の「売買」の交渉をしている時に、バーで銃撃戦となり殺害された売春斡旋業者である被害者（破毀院第 2 民事部 2000 年 4 月 20 日破毀院民事法廷判例誌第 4 号 2000 年 4 月第 II 卷第 64 号 44 ページ）。
- 監視役として宝飾店の窃盗に関与している時に、銃撃で死亡した被害者（アミアン控訴院 2003 年 3 月 14 日判決（非公開））。
- ドゥエ控訴院 2005 年 6 月 16 日。被害者は、刑務所で同部屋の囚人から入手したヘロインおよびその代替物であるメサドンの吸引後に死亡。裁判所は、その被害者の権利者が行った要求を却下する旨確認する。被害者は、麻薬を摂取することによる危険について熟知していたにも関わらず、麻薬を摂取し、それを代替品と混合するという過失を犯した。これによって、補償を受ける権利はすべて排除される。
- ライバルグループによって殺害されたアンティープのギャングの一員である被害者。「議論」の際に、不意打ちを受け、殺害された（破毀院第 2 民事部 2006 年 10 月 5 日権利者が行った上告の却下）。

上記の被害者は、明らかに犯罪の行為者であり、これらの犯罪に関与することで、自らが危険に晒されることを意識していないはずがない。したがって、必ずしも損害に対する補償を受けられるわけではない。

損害の行為者が、傷害、過失致死または故意殺人で刑事上有罪判決を受けた場合、その刑事裁判で判決が下された事項の権限のみを根拠に、被害者が補償の支給を申し立てることはできない。

被害者の過失は、基金および被害者間で示談を希求する場合において、および二者間の不一致の時に CIVI に仲裁を求める場合において、権利者の補償を受ける権利を減少または消滅させる結果となる。

1985 年 7 月 5 日付け法律で、新たな措置が導入された。立法府は、交通事故の被害者に対する補償手続を迅速かつ簡素化するメカニズムを取り入れた。これによって、被害者の利益が、ついに考慮に入れられることとなった。適用から 20 年後、誰もが、この条文が被害者の認定手続に多大な寄与をしたという見解で一致している。今まで辿ってきた道筋は、あまりに希望的観測に基づくものであったため、立法府は犯罪の被害者やテロ行為の被害者のために行動することができなかった。今後、これらの被害者は、示談を希求し最終的には裁判所の仲裁に委ねるという補償の原則に基づく、補償制度を利用することができる。その他の被害者（アスベスト、医療過誤）に対しては、特別基金（ONIAM および FIVA）が管理する補償制度が整備されている。この制度も、補償の原則に基づく補償制度と考え方は同じである。

看過してはならないことは、損害の補償が、被害者を認知する際に不可欠な要素であり、かつ、被害者の回復を助けるものであるということである。犯罪の被害者の被害者補償制度を通して、暴力行為の被害者は、訴訟を行う際に、多大な金銭的および人的手段を得ることができる。30 年の間に、犯罪の被害者は、政府当局にとって優先的に考慮される事項となり、政府当局は、当初の補償制度を修正し、一層迅速で効率的なものとした。この研究の最後に述べたいのは、この補償制度が将来、間違いなく、一層の発展を見せるということである。その制度の資金調達は、憂慮事項であり、補償の専門家が検討せねばならない課題である。この条件が充足されてこそ、永続的に被害者の責任を負担できるのである。